別記様式第１９号（訂正をしない旨の決定通知書）（第４０条関係）

熊大総務第　　号

令和　年　月　日

（訂正請求者）　様

国立大学法人熊本大学長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

　令和　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人熊本大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人熊本大学を被告として、熊本地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞

熊本大学総務部総務課

　（担当者名）

　電　話:０９６－３４２－３１２３

　ＦＡＸ:０９６－３４２－３１１０

別記様式第１９号（第４０条関係）

**訂正をしない旨の決定通知書の記載要領**

**１　「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」**

　　訂正請求のあった「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

**２　「訂正をしないこととした理由」**

　　訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、具体的かつ簡潔に記載する。

**３　「本件連絡先」**

　　担当課等名、連絡先について記載する。

（注）　本記載要領は、別記様式第２９号について準用する。